

改正

平成30年3月30日告示第90号

令和3年6月14日告示第190号

樫原市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱

樫原市各種スポーツ大会出場等補助金交付要綱（平成25年樫原市告示第179号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要綱は、樫原市（以下「市」という。）のスポーツ活動の奨励と振興を図るため、各種スポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する者に対して交付する報償金（以下「激励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象大会）

第2条 激励金の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）オリンピック・パラリンピック競技大会
- （2）公益財団法人日本スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に競技団体が加盟している種目の国際大会で、日本の代表として出場するもの（前号の大会を除く。）
- （3）スポーツ協会又はスポーツ協会に加盟する競技団体が主催する全国大会で、奈良県の代表として出場するもの
- （4）その他市長が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、親睦を主な目的としている大会、予選大会を経ないで自由に参加できる大会又は予選大会で競争性を確保できない大会は、交付対象大会としない。

（激励対象者）

第3条 激励金の算定対象となる者（以下「激励対象者」という。）は、交付対象大会の出場者（直接競技を行う者及びその監督を務める者1名をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、優先権、抽選、推薦、選手交代等により予選大会を経ず交付対象大会に出場する出場者はこの限りでない。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）前号に準ずる者として市長が認める者

（交付対象者）

第4条 激励金は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める者（以下「交付対象者」という。）に交付する。

- （1）個人競技にのみ出場する激励対象者に係る激励金（以下「個人激励金」という。） 激励対象者（激励対象者が未成年者である場合はその法定代理人）
- （2）団体競技に出場する激励対象者に係る激励金（以下「団体激励金」という。） 当該団体競技に出場する激励対象者の代表者（代表者が未成年者である場合はその法定代理人）

（激励金の額等）

第5条 激励金は、別表大会の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表金額の欄に定める金額を予算の範囲内において交付対象者に交付する。

2 国、地方公共団体及びこれらが出資する法人その他の公的機関が出場費用等の全部又は一部を補助し、又はこの要綱による激励金と同旨の金品を交付する場合は激励金を交付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

3 同一の激励対象者に係る激励金は1年度につき1回に限り交付する。

4 激励金の額の算定においては、同じ交付対象大会において、2以上の団体競技に出場する激励対象者は、団体競技に出場する団体のうち最も激励対象者の少ない団体（同じ人数の団体がある場合は市長が指定する団体）が出場する団体競技のみに出場したものとみなす。

（交付の申請）

第6条 激励金の交付を受けようとする交付対象者は、樫原市各種スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、大会開催前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 大会開催要項
 - (2) 予選結果のわかる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (審査及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められたものについて激励金を決定し、交付する。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、出場する大会終了後、1箇月以内に大会出場結果報告書(様式第2号)に大会結果がわかる書類を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(返還)

第9条 市長は、激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法により激励金の交付を受けたとき。
- (3) 市の信用を著しく傷つけたとき。
- (4) その他激励金の目的に反する行為を行ったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月30日告示第90号)

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、同日以後に開催される交付対象大会の出場者に対する激励金から適用する。

附 則 (令和3年6月14日告示第190号)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定は、告示の日以後に開催される交付対象大会の出場者に対する激励金から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度に開催される国民体育大会の出場者に対する激励金については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の実施の際、現にこの要綱による改正前の橿原市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表 (第5条関係)

大会の種別		金額	
国際大会	オリンピック・パラリンピック競技大会	個人激励金及び団体激励金	1人につき 100,000円
	世界選手権大会		1人につき 50,000円
	アジア大会その他の国際大会		1人につき 30,000円
国内大会	全国大会	個人激励金	1人につき 5,000円
		団体激励金	激励対象者が10人以上の団体 1団体につき 50,000円
			激励対象者が10人未満の団体 1人につき 5,000円

様式第1号 (第6条関係)